

2004年3月4日

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室 御中

## 高等学校設置基準及び高等学校通信教育規程の改正に関する意見

- (1)氏名 岡田愛之助  
(2)職業 団体役員(日本高等学校教職員組合中央執行委員長)  
(3)住所 東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館  
(4)電話番号 03-3230-0284  
(5)意見 以下のとおり

一、文部科学省が04年(平成16年)4月1日より実施しようとしている高等学校設置基準及び高等学校通信教育規程の改正に反対である。その理由は以下のとおりである。

- (1)今回の改正の重大な問題点は、現行の「標準的基準」から「最低基準」に改めるとして、教職員の配置、施設・設備等について、その水準を全体的に引き下げるものとなっていることである。

現行の高校設置基準等は、戦後の民主的教育改革のもとで、学校教育法が示した高校教育の目的と目標達成のために、公私立を問わず、定通教育をふくめ高校教育の教育水準を確保しようとする精神から出発したものであり、「標準的基準」は最低基準的性格をもっている。こうした点から、今回の改正は学校教育法の高校教育の目標(第42条)をあいまいにするものと言わなければならない。

「最低基準」に改正するのであれば、少なくとも現行水準を下回らないものでなければならない。

- (2)文部科学省は改正の理由に、「地域の実情等に応じた特色ある高等学校の設置をより一層進める観点から、高等学校の設置基準について弾力化を図る」としている。しかし、「特色ある学校づくり」の推進のために、なぜ高校設置基準の「最低基準」化が必要なのか、説得力がない。この「改正」は「地域の実情」や「特色ある学校づくり」に名を借りて、教職員配置や施設・設備など教育条件の面でも、高校の差別化を公然とすすめるねらいがあると言わなければならない。これは、憲法・教育基本法の教育の機会均等、公教育の原則を根本から覆すものである。
- (3)義務教育費国庫負担制度の総額裁量制、交付金化、地方交付税の削減、財政の「三位一体改革」、そして教員賃金決定システムの変更などの動きのもとでの設置基準の弾力化、「最低基準」化は、高校教育の地域的財政的条件による教育条件の格差、公私立による格差をさらに拡大することにつながる懸念される。
- (4)設置基準の「最低基準」化は、小泉内閣がすすめる教育の「構造改革」路線を促進し、株式会社の学校経営への参入、高校の公設民営化などへの政策誘導をはかるものである。これは高校教育の公共性、安定性、継続性など公教育の原則を崩しかねないものである。
- (5)高校通信教育規程の改正も、基本的には同様の問題点を持っている。通信教育の現状は、大規模化にともなう教員配置の不十分さが強く指摘されており、施設の面でも体育館・運動場や保健室がないなど劣悪な条件のまま放置されている。これは現行の設置基準お

よび通信教育規程の不十分さの反映である。今回の改正はこうした不十分な現行水準をさらに改悪するもので、到底認められない。

(6) 具体的な問題では、

- ① 教諭の数について、「最低基準」では「収容定員を40で除した数以上、かつ教育課程の実施に支障のない人数」となっている。これは、学校によっては教諭の配置を「学級数相当数」に限りなく近づけ、他は非常勤講師などでまかなうことが可能になる「最低基準」になっている。しかもさらに、他の学校の教員等との兼務の規制が撤廃されたことも、教諭の配置を抑制できる措置である。
- ② 事務職員の数については、現行設置基準で2名が下限であったものが「必要な相当数」と弾力化されたこと。
- ③ 実習職員や養護教諭について、学校教育法では「置くことができる」規程になっているもとも、現行設置基準では「置かなければならない」とし、生徒数を基準とした数を定めている。ここに、現行設置基準の積極性がある。ところが、今回の改正では「必要に応じて置くものとする」と後退している。
- ④ 校舎、施設・設備の面でも、現行基準が明示する基準が大幅に弾力化されている。これは株式会社の学校参入等を容易にするねらいがあると言わなければならない。  
このように教諭だけにとどまらず、事務、実習、養護など学校運営、教育活動に不可欠な専門的職種の配置基準を改悪することは、父母・国民が切実に願うゆきとどいた教育の推進に逆行するものである。

二、高等学校設置基準等の見直しを行うとすれば、21世紀の日本の高校教育の発展を展望した条件整備、水準の向上につながるものにする必要がある。経済率優先、市場原理にもとづく教育「改革」ではなく、憲法・教育基本法の理念と原則にたつて、日本の未来を担う主権者育成の教育にふさわしい思い切った条件整備を中心とする教育改革こそ、求められていると考える。

そのために、設置基準および通信教育規程の見直しにあてっては、以下の諸点を盛り込むよう要望する。

- ① 「同時に授業を受ける生徒数」の基準を、段階的計画的に30人以下に改善すること。
- ② 教員等の数では、こんにちの高校教育が直面する課題の解決、たとえば基礎学力の充実、授業改革等につながる基準の改善が求められており、「1時間の授業に1時間の授業準備の保障」などがその具体的措置である。この視点に立てば、現行設置基準（第9条）の第一号表甲の除すべき数の15あるいは18を12にすべきであり、当面、少なくとも15に改善すべきである。
- ③ 養護教諭の複数配置およびすべての課程、分校への配置、学校図書館職員や現業職員の学校教育法、標準定数法ならびに設置基準へ位置付けなどをすすめる必要がある。
- ④ 通信教育規程の改正にあたっては、教職員配置の改善、とりわけ専任の養護教諭を配置すべきである。施設・設備の面では、現行規程に示されている休養室、生徒集会室と新たに体育館・運動場の必置を最低基準にすべきである。

以上の見地から、2004年4月1日からの拙速な省令改正をやめることを強く求めるとともに、関係団体との誠意を持った協議を要望して、意見の表明とします。